指定障害福祉サービス等事業者の指定申請時等における

「他法令に関する状況の申出書」の作成について

山口県健康福祉部障害者支援課

○　障害福祉サービス事業所等の指定を受け事業を実施するためには、指定基準に適合しているほか、建築基準法、都市計画法、消防法等の様々な関係法令を遵守する必要があります。

○　このため、山口県では、事業者が障害福祉サービス事業所等の新規指定申請及び事業所の所在地の変更・増築等を行う際、事前に「他法令に関する状況の申出書」（以下「申出書」という。）の提出を求め、関係法令に基づく手続き等の状況を確認しています。

○　ついては、下記要領に従い、関係機関と協議するなど、必要な手続きを行うとともに、申出書を県まで提出してください。

記

１　当該確認の対象事業

|  |  |
| --- | --- |
| 事　　業　　名 | 根　拠　法　令 |
| 障害福祉サービス事業 |  |
|  | 療養介護 | 障害者総合支援法※第5条第 6項 |
|  | 生活介護 | 　　　　　同上　　　　 第 7項 |
|  | 自立訓練（機能訓練・生活訓練） | 　　　　　同上　　　　 第12項 |
|  | 就労選択支援 | 　　　　　同上　　　 　 第13項 |
|  | 就労移行支援 | 　　　　　同上　　　 　第14項 |
|  | 就労継続支援（Ａ型・Ｂ型） | 　　　　　同上　　　 　第15項 |
|  | 就労定着支援 | 　　　　　同上　　　 　第16項 |
|  | 自立生活援助 | 　　　　　同上　　　 　第17項 |
|  | 共同生活援助（グループホーム） | 　　　　　同上　　　 　第18項 |
|  | 短期入所 | 　　　　　同上　　　 　 第 8項 |
| 障害者支援施設 | 　　　　　同上　　　 　 第11項 |
| 障害児入所施設（福祉型・医療型） | 児童福祉法第42条 |
| 児童発達支援センター（福祉型・医療型） | 　　同上　第43条 |
| 障害児通所支援事業 |  |
|  | 児童発達支援、医療型児童発達支援 | 児童福祉法第6条の2の2第2,3項 |
|  | 放課後等デイサービス | 　　同上　　　　　　　　第4項 |
|  | 居宅訪問型児童発達支援 | 　　同上　　　　　　　　第5項 |
|  | 保育所等訪問支援 | 　　同上　　　　　　　　第6項 |

※正式名称…「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

２　申出書の提出を要するケース

　①　新規に指定を受け事業を開始する場合（新築、増築、改築、賃貸等、あらゆるケースを含む。）

　②　指定を受け事業を実施している建物を増築、改築、移転、模様替え等する場合

　③　事業所所在地を変更、従たる事業所・出張所を設置する場合（新築、増築、改築、賃貸で確保等、あらゆるケースを含む。）

　④　共同生活援助（グループホーム）において住居の追加・移転、既存住居の定員を増加させる場合（新築、増築、改築、賃貸等、あらゆるケースを含む。）

３　申出書の作成要領（申出書は、事業者において作成してください。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | **建築基準法** |

　　・　建築基準法上の手続き（用途変更等）の要否、必要な手続き等については、予め法令上の精査を行い（※）、図面（平面図・配置図等）を作成したうえで、当該建築地を所管する特定行政庁（建築主事を置く市長又は都道府県知事）の建築担当部署で確認し、申出書を作成してください。

・　必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。

※　建築物は、確認申請が必要ない場合であっても、避難施設、防火、衛生管理、構造耐力、都市計画上の用途制限などの規定が、建築物及びその敷地全体に適用されることから、建築基準関連規定に適合させなければなりませんが、行政職員が図面を見ただけでは判断できない内容のものが通例です。

従って、事業者において、予め、建築士に依頼するなどし、建築基準関連規定への適合性の調査を行った上で、特定行政庁に相談してください。

　　参考　建築基準法上の手続き等について

■　確認申請手続きについて

　　　　建築物を建築等する場合は、建築主事等に対して、その計画が建築基準法及び同施行令、消防法等の建築基準関係規定に適合している旨の確認の申請（建築確認申請）を行う必要があります。（表１）

　　　　また、一般建築物を障害福祉サービス事業所として使用するため、建築基準法第６条第１項第１号の「特殊建築物」（共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等）に用途変更する際にも、同様に建築確認申請を要する場合があります。

　　　≪表１　建築の確認申請が必要な建築物（建築基準法第6条第1項）≫

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分類 | 用途・構造 | 規　　模 | 工事種別 |
| １号 | 特殊建築物（例：共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等） | その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの | 新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替、特殊建築物への用途変更 |
| ２号 | 木造の建築物 | 3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13ｍ若しくは軒の高さが9ｍを超えるもの | 新築、増築、改築、移転、大規模の修繕・模様替 |
| ３号 | 木造以外の建築物 | 2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの |
| ４号 | 1～3号に掲げる建築物を除いた都市計画区域、準都市計画区域、景観法の準景観地区内の建築物　他　（規模要件なし） | 新築、増築、改築、移転(都市計画区域外を除く) |

※　防火地域及び準防火地域外において建築物を増築し、改築し、又は移転しようとする場合で、その増築、改築又は移転に係る部分の床面積の合計が１０㎡以内であるときについては、適用しない。

≪確認申請が必要な用途変更≫（建築基準法第87条）

　　　　建築物の用途を変更して、新たに２００㎡を超えた「特殊建築物」にする場合、用途変更が必要です。

　　　　特殊建築物には、さまざまな規制がかかるため、用途変更には大規模な改修が必要となる場合があるので、ご注意ください。

　　　　（類似の用途間の用途変更では、確認申請が不要な場合があります。）

　　　　＊例＊

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所(100㎡) | 生活介護部分の面積が200㎡以下のため確認申請不要 | 事務所(100㎡) |
| 事務所(100㎡) | 事務所(100㎡) |
| 事務所(100㎡) | 生活介護事業所(100㎡) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事務所(100㎡) | 生活介護部分の面積が200㎡以上のため確認申請必要 | 事務所(100㎡) |
| 事務所(100㎡) | 生活介護事業所(100㎡) |
| 事務所(100㎡) | 生活介護事業所(100㎡) |

≪「特殊建築物」となる障害福祉関係施設の例≫

|  |
| --- |
| ◇「児童福祉施設等」に該当する施設の例（建築基準法施行令第19条第1項に掲げる用途）　次の用に供する施設　・児童福祉施設　　（例）障害児入所施設、児童発達支援センター、　・身体障害者社会参加施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く）　　（例）身体障害者福祉センター　・障害者支援施設　・地域活動支援センター　・福祉ホーム　・障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）◇「児童福祉施設等」、「寄宿舎」又は「共同住宅」の何れかに該当する可能性のある施設の例　次の用に供する施設　・障害福祉サービス事業（療養介護、短期入所、共同生活援助（グループホーム））　・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業※用途は、建築士や建築担当課に確認してください。 |

　　■　既存物件（賃貸含む）を使用する場合の注意事項

　　　　建築確認を受けた建築物は、建築計画どおりに施工されたことについて、建築主事等の完了検査を受けると、「検査済証」が交付されます。

　　　　検査済証が確認できない建築物は、建築計画どおりに施工されなかった場合、建てられた当初から建築基準法関係規定に適合していない「違反建築物」である可能性があります。

検査済証が交付された建築物であっても、検査後に違法な増築や間仕切り変更等行われた部分は、違反建築物になっていることも考えられます。

また、必要な確認申請がされていない「無確認建築物」も違反建築物です。

違反建築物は、建物利用者の生命、健康、財産が保護できない状態であるかもしれず、場合によっては、建物の使用中止等の行政処分がなされる可能性もあります。また、違反建築物は、そのままでは増改築や用途変更も行えませんし、違反状態を改善するために大規模な改修が必要となることもあります。

　　　　物件を選ぶ際には、後々のトラブルを防ぐため、予め、建築士に相談するなどし、十分に調査・検討した上で、最終的に判断されることをおすすめします。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **消防法** |

　　・　消防法上の手続きの有無等について、事業所予定地を管轄する消防署に確認してください。

・　必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。

|  |
| --- |
| ＜手続きについて＞　事業所を開設する場合（移転を含む）、防火対象物使用開始（内容変更）届を管轄する消防署に提出する必要があります。　併せて、消防用設備について点検を受け、必要な措置を行ってください。想定する利用者の状況によって必要な消防設備が変わること、場合によっては建物や階全体に及ぶ改修（設置）が必要になる場合がありますので、物件の貸借契約を結ぶ前に確認することをおすすめします。　防火対象物の使用開始（内容変更）届出書（副本）の返却及び消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の交付については消防職員の立ち入り検査後、概ね1週間程度かかりますので、計画的に消防の検査を受けるようにしてください。 |

|  |  |
| --- | --- |
|  | **都市計画法** |

　　・　事業所等を建築（既存建物の用途変更を含む）、所在地の変更等を行う場合、都市計画法上の手続き（開発許可等）について確認してください。

・　必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **山口県福祉のまちづくり条例** |

　　・　公共的施設（就労定着支援事業や自立生活援助事業等一定の事業は除く障害者福祉施設を行う建物）を新築、増築、改築を行う場合、山口県福祉のまちづくり条例に基づく特定公共的施設に該当するため、構造等基準に適合させる必要があります。

　　・　工事に着手しようとする３０日前までに、特定公共的施設新築等届を、当該建築地を所管する特定行政庁（建築主事を置く市長又は都道府県知事）の建築担当部署まで提出する等、適切な手続きが行われているか確認してください。

・　必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。

|  |  |
| --- | --- |
|  | **食品衛生法** |

　　・　実施する事業に関し、既に食品衛生法の規定に基づき、知事により営業の許可がなされたことを証明する「食品衛生許可証」の交付を受けている場合は、当該書類の写しを添付してください。

・　食品衛生許可証がない場合で、利用者に昼食を調理し提供する場合や、生産活動の一環として製造した食品を販売する場合などについては、食品衛生法に基づく手続きの有無について確認してください。

・　必要な手続きは、指定申請又は変更届提出までに完了してください。

　　　※　新たに食品を扱う場合や、製造する食品を追加する場合も、その都度、健康福祉センターへ相談してください。（この場合は申出書を提出されなくても結構です。また、相談は早めにお願いします。）

|  |  |
| --- | --- |
|  | **その他法令への適合等** |

　　・　施設の立地状況、耐震化の状況についても、事前に十分確認してください。

・　また、上記以外の法令（農地法など）についても事前手続きの要否等について確認するようにしてください。

４　関係部署との協議方法

　○　関係部署との間で協議を行う際には、別添「事業所の基本情報」を記入のうえ、事業で使用する予定の建物の面積や間取りの分かる平面図をお持ちください。

５　申出書の提出方法及び提出スケジュール

（１）提出方法・スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| ケース | 提出時期 |
| ①新規に指定を受け事業を開始する場合 | 希望する指定日の２カ月前まで（事前協議シートと同時提出）(例) 1月1日指定⇒10月末まで |
| ②指定を受け事業を実施している建物を増築、改築、移転、模様替え等する場合 | 建物使用開始の１カ月前まで |
| ③事業所所在地を変更、従たる事業所・出張所を設置する場合 |
| ④グループホームにおいて住居の追加・移転、既存住居の定員を増加させる場合 |

　　※ 特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援Ｂ型）の定員増加を伴う場合には、定員増加の２カ月前までに、別途「指定障害福祉サービス事業所定員増加に係る事前協議シート≪生活介護、就労継続支援Ｂ型≫」の提出が必要です。

（２）提出先

　　　・各健康福祉センター保健福祉・総務室へ提出してください。

６　その他

　○　下関市が所管する次の事業を実施する事業者におかれましては、下関市障害者支援課の指示に従ってください。

　　　・障害福祉サービス事業

　　　・障害者支援施設

　　　・障害児通所支援事業

　　　・障害児入所施設

令和　年　月　日

他法令に関する状況の申出書

山口県健康福祉部障害者支援課長　様

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申出者（開設者） | 住　所 |  |  |
| 法人名 |  |
| 代表者 |  |

　他法令に関する状況については、以下のとおりであることを申し出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業所又は施設 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| サービス種別 |  |
| 建築基準法上の用途 |  |
| 建築基準法 | 既存物件を新たに使用する場合（※大規模の修繕、大規模の模様替えを伴わないもの）□自己所有※購入含む□賃貸 | □建築基準法上の手続きが必要かどうかについて、建築基準法を所管する部局に確認している。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認日時 | 　　　　年　月　日　　　:　～　： |
| 確認部署 |  |
| 担当者名 | 　　　　　　　　 (TEL ) |
| 建築確認の状況 | □建築確認済み | 用途：　　　　　　　　　　　 ※建築確認済証（又は確認済証明書）の写しを添付してください。 |
| □建築確認申請無し | <無い理由> |
| □建築確認申請が不要 | <不要の理由> |
| 事業開始までに必要な手続き | □有り | <必要な手続き>□建築確認□完了検査□その他（下欄に手続き記入） |
| □無し | <無い場合はその理由>□類似用途のため用途変更の手続き不要□実施事業用途で使用する総面積が規定面積に達していない□その他（下欄に理由を記入） |

 |
| 建築基準法 | 次の建築等□新築□改築□増築□移転（同一敷地内での既存建築物又はその一部を解体せずに移動）□大規模の修繕（建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕[＝原状回復]）□大規模の模様替え（建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の模様替え[＝性能の向上]） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 建築確認の状況 | □建築確認済み | 用途：　　　　　　　　　　　 ※建築確認済証の写しを添付してください。 |
| □建築確認申請中 | 用途：　　　　　　　　　　　 |
| □建築確認申請が不要 | <不要の理由> |
| 事業開始までに必要な手続き | □有り | <必要な手続き>□建築確認□完了検査□山口県福祉のまちづくり条例に基づく届出□その他（下欄に手続き記入） |
| □無し | <無い場合はその理由> |

　 |
| 消防法 | □消防法上の手続きが必要かどうかについて、消防署に確認している。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認日時 | 　　　　年　月　日　　　:　～　： |
| 確認部署 |  |
| 担当者名 | 　　　　　　　　 (TEL ) |
| 事業開始までに必要な手続きの有無 | □有り | ※消防用設備等検査済証の写しを添付してください。□その他（下欄に手続きを記入） |
| □無し | <無い場合はその理由> |

　　 |
| □防火対象物使用開始届を提出している。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 都市計画法 | 協議日時 | 　　　　年　　月　　日　　　：　～　　： |
| 確認部署 |  |
| 担当者名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　（TEL ） |
| 確認事項 | ①市街化調整区域への立地の有無について□有り＜「有」の場合は建物の所有状況＞

|  |  |
| --- | --- |
|  | 自己所有 |
|  | 賃貸 |
|  | その他（　　　　　　　） |

□無し |
| ②確認部署からの指導内容

|  |
| --- |
|  |

　　　 |
| 施設の立地状況 | 土砂災害警戒区域等（※県土砂災害ポータル、市町担当部署又は県土木建築事務所等で確認してください。） | □区域内　⇒区域内の場合、土砂災害特別警戒区域かどうか　　　□区域内　　□区域外□区域外 |
| 津波災害警戒区域（※県河川課ＨＰ、市町担当部署又は県土木建築事務所等で確認してください。） | □区域内　□区域外 |
| 市町ハザードマップ（※市町担当部署で確認してください。県河川課ＨＰ、県港湾課ＨＰにも情報あり。） | □区域内　⇒□高潮　□洪水　□その他（　　　　）　□区域外 |
| 施設の耐震化の状況 | 建物の建築年月日 | 令和・平成・昭和　　　　年　　月　　日※建物の登記事項証明書の写しを添付してください。 |
| 昭和５６年５月以前の耐震基準の建物の場合 | 耐震診断の実施状況 | □実施済み　実施時期（　　　　　　　　　　　　）　結　果（　　　　　　　　　　　　）□未実施 |
| 耐震補強工事の実施状況 | □実施済み　実施時期（　　　　　　　　　　　　）　結　果（　　　　　　　　　　　　）□未実施 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| アスベストの使用実態 | □平成18年8月31日以前に新築工事に着手した建物 | ≪確認方法≫□設計図書等□分析調査 | ≪確認結果≫□使用されていない□使用されている□除去等の措置済□アスベストの飛散がない状態□除去等の措置未実施 |
| □平成18年9月1日以後に新築工事に着手した建物 |

※１）アスベストの種類は、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、トレモライト、アンソフィライト、アクチノライトの６種類です。

２）アスベストの使用実態を確認する建材は、吹付アスベスト等、アスベスト含有保温材、アスベスト含有耐火被覆材、アスベスト含有断熱材とします。

３）確認方法のうち、「設計図書等」による確認とは、設計図書等に基づき、その建築物等に使用されている建材が石綿含有建材に該当するか否かについて業者等に確認を行うなどして、調査対象建材及びその使用部位を特定することをいいます。（石綿含有建材については、別添「石綿含有建材品目例（参考）」を確認のこと。）

４）設計図書等でアスベストの使用実態の確認ができない場合には、分析調査を実施していただくこととなります。

▼事業所内で利用者への食事を調理する又は弁当や菓子等の食品製造・販売を行う場合は、以下についても確認してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 食品衛生法 | □「食品衛生許可証あり」 | ※「食品衛生許可証」の写しを添付してください。（当該事業所において実施する事業に関するものに限る。） |
| □「食品衛生許可証なし」 | □食品衛生法上の手続きが必要かどうかについて、食品衛生法を所管する部局に確認している。

|  |  |
| --- | --- |
| 確認日時 | 　　年　月　日　　　:　～　： |
| 確認部署 |  |
| 担当者名 | 　　　　　　　　 (TEL ) |
| 事業開始までに必要な手続きの有無 | □有り | <必要な手続き>□営業（許可）の申請□営業（届出）の届出□集団給食施設の届出 |
| □無し | <無い場合はその理由> |

　 |

※該当する□をチェック又は塗りつぶしてください。

（別添）

事業所の基本情報

（事前相談前に記入し、所管部署へ持参してください。）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　目 | 内　　容 |
| 法人名 |  |
| 法人代表者名 |  |
| 担当者名 |  |
| 連絡先（電話番号） |  |
| 事業所用建物の所在地 |  |
| 実施事業のサービス種別 |  |
| 事業所用建物の内容（該当に○） |  | 新築 |
|  | 既存建物を増築 |
|  | 既存建物を改築 |
|  | 購入又は賃貸し、リフォームして使用 |
|  | 購入又は賃貸し、そのまま使用 |
|  | その他（具体的に記入　　　　　　　　　　　　） |
| 建築年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 構造（該当に○） |  | 木造 |
|  |  | 鉄骨造 |
|  |  | 鉄筋コンクリート造 |
|  |  | その他（具体的に記入　　　　　　　　　　　　） |
| 階数 | 地上　　階　／地下　　階 |
| 建物所在地の用途地域 |  |
| 事業に使用する部分の延べ床面積 | 　　　　　㎡ |
| （食品を扱う場合） |  | 調理員が利用者の給食を調理 |
| 食品製造等の内容（該当に○） |  | 販売用の食品を製造・加工（品目） |
|  |  | その他（具体的に記入　　　　　　　　　　　　） |
| 事業開始・変更希望日 | 令和　　年　　月　　日 |